

計量みやぎ

謹賀新年

No.96 2022.1.1



「長沼フートピア公園」

登米市迫町にある県内最大の自然湖沼「長沼」の湖畔公園。ボートの世界大会も開催可能で、クラブハウスも備えた抜群のロケーションと、それを一望する大きなオランダ風車がシンボルです。111メートルの長いローラー滑り台やキャンプ場等、天気の良い日は家族連れでにぎわっています。昨年前半に放送していた朝ドラ「おかえりモネ」では主人公の勤める森林組合のロケ地として何度もテレビに登場しました。夏にはハスの花が咲いた長沼を小型遊覧船で楽しむこともできます。四季折々、ゆったり自然を満喫できるお勧めスポットです。

登米市迫町北方字天形161-48

目次

- | | |
|-------------------|--------------------|
| P.1 表紙(長沼フートピア公園) | P.9 測定の基礎研修会 他 |
| P.2-3 年頭のご挨拶 | P.10 宮城県計量検定所から |
| P.4-5 定時総会 | P.11 仙台市消費生活センターから |
| P.6-7 みやぎ計量のひろば | P.12 R4年度の検査予定 他 |
| P.8 夏休み親子講座 他 | |

一般社団法人 宮城県計量協会

www.keiryō.net/

- | | |
|----------|--|
| 〈事務局〉 | 仙台市太白区长町7-22-23
TEL 022-246-2466/FAX 022-247-1490 |
| 〈日の出町分室〉 | 仙台市宮城野区日の出町3-5-32
TEL 022-236-3044/FAX 022-236-3045 |
| 〈泉分室〉 | 仙台市泉区明通2-2
TEL 022-725-3727/FAX 022-377-8731 |

年頭のご挨拶



会長

鍋島 孝敏

寅



新年、明けましておめでとうございます。新たな年を迎えるに当たり謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

平素は、仙台市内のハカリの定期検査・県内のハカリの代検査事業、郵政計量管理事業、計量普及啓発事業、研修事業、工業材料試験事業など計量協会の事業活動にご支援ご協力を賜り誠にありがとうございます。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

昨年は、一昨年に引き続きコロナに振り回され、国全体が感染防止対策と経済の打撃からの立ち直り策に終始し、国の主な行事も中止または延期になりました。そんな中、観客を制限してではありますが、東京オリンピックが開催され、九月以降はワクチン接種が進んだこともあり感染者が急減して元に戻ったかのような年末年始でした。

計量業界も同様な影響を受け、定時総会や理事会及び計量記念日全国大会、全国計量士大会等の集いが軒並み中止や縮小開催、書面評決という状況を強いられることとなりました。福島県で予定されていた東北・北海道計量大会も二年越しで延期せざるを得ず、誠に残念なことでした。そんな中、当宮城県においては毎年「八木山動物公園」で開催してきた「みやぎ計量のひろば」を、昨年十月三十日の土曜日に開催出来ませんでした。昨年に引き続き、密を避けるた

めに例年行っていた（飴を一一g計ろうコーナー）や（サイコロの目の長さでテープを切ろうコーナー）などは自粛してパネル展示やQRコードを使った動物クイズに絞る、という基本方針での開催でしたが、好天にも恵まれ、朝一番から大勢の市民の皆様が来園され、我々が目指して来た計量思想の普及・啓発が大いに図られる場となりました。

我が宮城県計量協会の事業は、世の中の経済が停滞しても必要不可欠なもののため、若干の収入減はあったものの順調に推移しております。改めて、計量・計測という世の中の基準を供給・維持する仕事の重要性和安心・安全への貢献度を再確認して、協会のみならず我々会員企業全体がそういう業界に身を置いていることに改めて感謝いたしました。

昨年末より、オミクロン株という新種の変異株が広がりがつあり、予断を許さない状況ではありますが、今後コロナとは共存して行かざるを得ないものと覚悟して、協会も会員の皆様も共により強固な感染対策を講じながら、ニューノーマルな生活様式の中での仕事の仕方を取り入れていかねばなりません。本年も、より一層のご奮闘とご協力をお願いして私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

迎春

あけましておめでとうございます



会長	鍋島 孝敏	理事	邊見 義尚
副会長	千葉 信弘	理事	松倉 賢一
副会長	笠原 秀	理事	結城 勇
顧問	石川 光次郎	理事	佐藤 陽介
顧問	渡辺 博	理事	植野 晃男
専務理事	佐藤 正使	理事	小野 信也
常任理事	加藤 啓二	理事	安藤 輝彦
常任理事	和田 剛和	理事	大根田 敬二
常任理事	江刺 茂	理事	北 彰久
常任理事	三浦 誠	理事	佐藤 弘三
常任理事	加藤 昌宏	理事	野原 浩友樹
理事	川越 振一郎	監事	鈴木 伸彦
理事	阿部 喜一	監事	加藤 尚佐
理事	川原 彦造		

(敬称略)

県制一五〇周年を迎え 郷土への愛着をはぐくみ 活力あふれる明るいみやぎへ



宮城県知事 村井 嘉 浩

明けましておめでとうございます。新しい年を迎えるに当たり、県民の皆様への御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。

昨秋に行われた知事選挙において、私は県民の皆様の御支持をいただき、引き続き県政運営を担わせていただくことになりました。五期目の責任の重さを痛感しているところでありますが、県民の皆様の負託に応えるため、県政の様々な課題に全力を尽くして取り組んでまいります。

昨年は、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、県内では、宮城スタジアムにおいてサッカー競技が行われました。また、宮城県ゆかりの選手の活躍も光り、県民に大きな感動と希望を与えてくれました。さらに、全国豊かな海づくり大会が本県で初めて開催され、天皇皇后両陛下にオンラインで御臨席賜りました。これらの大きな大会を通じて、東日本大震災から十年を経て復興した宮城の姿を広く発信することができました。

一昨年から猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止に向けた外出自粛や休業要請

等に伴う消費の低迷、観光客の減少などにより、地域経済をはじめとした幅広い分野が影響を受けましたが、感染拡大防止の切り札とも言えるワクチンについては、接種を希望する多くの県民の皆様に二回の接種を終えていただくことができました。

今年、新たな県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の二年目に入ります。昨年に引き続き、市町村やNPO、企業など多様な主体と連携・協働しながら、新型コロナウイルス感染症対策と復興完了に向けた施策に力を入れるとともに、「新・宮城の将来ビジョン」に基づく取組を着実に推進してまいります。特に、あらゆる分野でデジタル技術を最大限に活用しながら、県民サービスの向上や県内産業の活性化等を図るとともに、若者の県内定着や子ども・子育てを社会全体で支える環境整備、外国人材の受入促進に重点的に取り組んでまいります。

また、令和四年は県制一五〇周年の節目の年でもあります。宮城県は誕生から一五〇年という歴史の中で、数々の災害や困難を乗り越えながら歩みを進めてまいりました。私たちにはこれを

さらに発展させ、引き継いでいく使命があるものと考えています。県民の皆様一人一人が、地域の歴史や魅力を探求しながら郷土への愛着を深め、明るい未来を展望することができるよう、多様な主体による魅力ある地域づくり

年頭のご挨拶

仙台市市民局

生活安全安心部消費生活センター 所長

加藤 祐子

あけましておめでとうございます。日頃より、本市の計量行政を始め市政各般にわたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

にご尽力いただき、円滑な計量行政を支えていただいていることに深く感謝申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルスの感染拡大により、市民生活に大きな変化のあった年でした。マスク・消費やソーシャルディスタンスなどが新たな日常となり、東京オリンピックはほとんどが無観客となりました。また、外出の自粛により旅行や外食などの需要が減り、テイクアウトや通信販売などの利用が増えるなど、消費行動にも変化がみられました。オンライン会議の機会が増えた一方、本市では産業技術総合研究所の計量研修に参加できないなどの影響もありました。計量検査の対応にも、調整が必要な場面が多々あったことと思います。

本市では、「仙台市消費生活基本計画」に基づき、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進しております。消費者の安全安心と消費者市民社会の推進を目指し、各種施策を進めているところですが、計量制度はこの安全安心の基盤といえる制度であります。計画においては、適正な計量に関する調査・指導・啓発を重点施策と位置付け、評価指標を設定し進捗管理を行うなど、引き続き適正な計量行政の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

そのような中ではありますが、貴協会におかれましては、本市の指定定期検査機関として安定した計量検査の実施

今後、消費生活の安全・安心の確保や健全な産業活動の推進のため、ご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様のますますのご健勝とご繁栄をお祈り申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



第六十四回 定時総会開催

令和三年度定時総会が六月三日、「ホテルモントレ仙台」において開催され、会員総数一九三名中、委任状及び書面評決を含め一四二名が出席し定足数を満たして開会した。

例年であれば来賓をお招きし、併せてご挨拶をいただいていたが、今年は新型コロナウイルス感染症を防止する観点から来賓の方はお迎えせず会員だけの開催となった。

総会は、鍋島会長の挨拶に引き続き、定款に基づき鍋島会長が議長に就いて議事を進行した。

議案は第一号から第三号までの三案(後掲)で事務局から説明を行った。



会 長 挨 拶

本年度の表彰者

計量関係功労者表彰では、永年計量業務に従事し功労が顕著である左記の五名の方々が表彰された。

★宮城県知事褒賞

松 原 光 一 氏
日東イシダ㈱

★計量功労受賞者

★宮城県計量協会会長表彰

松 尾 靖 氏
東北緑化環境保全㈱

皆 川 博 美 氏
日東イシダ㈱

★宮城県計量協会会長褒賞

峯 田 勝 哉 氏
日東イシダ㈱

市 川 貴 之 氏
日東イシダ㈱



一瞬だけマスクを外して記念撮影

《第一号議案》

令和二年度事業報告について

・ 令和二年度の会員状況、総会・理事会等の主要会議

●公益事業

・ 計量記念日

(計量思想の普及啓発事業)

・ 二〇二〇みやぎ計量のひろば「開催

・ 計量証明事業主任者講習会及びレ

ベルアップ講習会

・ 測定の基礎研修会

・ 宮城県産業技術総合センター依頼

試験業務受託

・ 仙台市指定定期検査機関業務受託

・ 流通事業者への啓発活動

・ 広報活動として機関誌の発行

・ 計量功労者への表彰事業

●収益事業

・ 代検査事業

・ 計量器等の校正

・ 一軸試験機校正

・ 計量管理受託

・ 宮城県収入証紙売り捌き

以上の事業報告があり、異議なく承認された。

《第二号議案》

令和二年度決算報告について

(次頁参照)

事業活動収入

一〇二、三〇九千円

事業活動支出

九九、一七三千円

事業活動等の決算報告について、事務局から説明があり、その後監事から監査

報告がなされ、異議なく承認された。

《第三号議案》

本年度は役員任期満了にあたり、役員改選が行われた。新役員は、事務局提示案のとおり異議なく承認された。(二頁参照)

《報告事項》

事務局から以下の報告があった。

●令和三年度事業計画について

①令和三年度実施事業計画の概要説明(後継)

②令和三年度収支予算について (次頁参照)

③令和三年度収支予算について

事業活動収入 九九、五二二千円

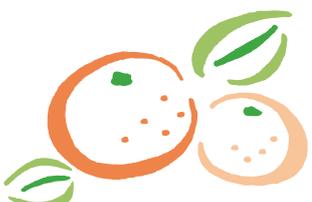
事業活動支出 九九、六六〇千円

④計量功労者の表彰

本年度の宮城県知事褒賞、会長表彰及び同褒賞受賞者に表彰状と記念品が贈呈された。

⑤令和三年度東北・北海道計量大会の日程について

本年度の東北・北海道計量大会は、福島県開催で、その日程等の紹介と参加要請があった。



〈令和三年度事業計画〉

(一) 計量思想普及啓発事業

計量記念日事業

二〇二二「みやぎ計量のひろば」の開催
計量に係る研修会・講習会開催

計量証明事業主任者講習会の開催

計量に係る資料の作成配布、情報の提供

(二) 指定定期検査機関事業

仙台市の指定定期検査機関として、仙
台市内の特定計量器(質量計)の定期
検査実施
今年度検査対象区域
青葉区・太白区

一、五七二事業所

四、三〇四台

検査日数 一四二日

(三) 計量器検査事業

代検査事業
計量行政機関に代わる計量士による
検査及び計量証明検査を実施
県内(対象市町村)
七六六事業所
三、三二一台

計量器・分銅校正事業

JCSS標準の付与しない校正を実施
一軸試験機校正事業
計量標準トレーサビリティ体系とし
てJCSS校正等を(一社)日本計量振
興協会の校正課員として実施

四官公庁受託事業

宮城県産業技術総合センター依頼試験
及び試験機器保守管理等業務の受託
仙台市の特定計量器、商品量目の立入
検査補助業務及び基準分銅管理業務
の受託

五計量管理受託事業

大規模小売店等の計量器検査及び商

品量目の検査を計量士の指導の下実施
日本郵政グループの郵便局等の適正
計量管理事業所に係る計量管理業務
を実施

(六) 収入証紙売り捌き事業

宮城県収入証紙売り捌き機関として、
工業材料依頼試験、特定計量器の検定
及び定期検査の申請者へ県収入証紙
を販売

(七) 計量関係情報の提供

計量情報・会員情報及び協会活動状
況を、機関誌・ホームページ等で効果
的に発信

新型コロナウイルス感染症による

協会事業への影響

◆ 令和三年度東北・北海道計量大会
の開催中止

◆ 第四十二回東北・北海道計量士
協議会の開催中止

一般社団法人日本計量振興協会

第十回定時総会

令和三年五月二十七日、東京都港区
「ホテルインターコンチネンタル東京
ベイ」において(一社)日本計量振興協会
第十回定時総会が開催された。鍋島会長
が出席され、計量功労者表彰式は中止と
なり、本県からは
松倉賢一氏(一
社)宮城県計量
協会)が個別に
表彰状と記念品
が送達された。



令和2年度収支計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日

単位：千円

科 目	実施事業等	その他	法 人	合 計
1. 事業活動収入				
①会費・入会金収入			2,315	2,315
②事業収入				
計量普及啓発事業収入	789			789
計量士検査手数料収入		35,272		35,272
証紙取扱手数料収入		1,483		1,483
受取受託事業収入		3,515		3,515
立入検査受託事業収入		1,188		1,188
分銅管理受託事業収入		733		733
郵政 G 管理受託事業収入		2,880		2,880
県受託事業収入	20,570			20,570
市受託事業収入	20,121			20,121
指定定期検査事業収入	13,384			13,384
③雑収入	60			60
事業活動収入計	54,924	45,071	2,315	102,310
2. 事業活動支出				
①事業費支出	54,946	41,976		96,922
②管理費支出			2,251	2,251
事業活動支出計	54,946	41,976	2,251	99,173
事業活動収支差額	△22	3,095	64	3,137

令和3年度収支予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

単位：千円

実施事業等	その他	法 人	合 計
		2,311	2,311
900			900
	38,300		38,300
	1,564		1,564
	3,514		3,514
	1,188		1,188
	732		732
	2,300		2,300
17,600			17,600
23,892			23,892
7,200			7,200
0	0	20	20
49,592	47,598	2,331	99,521
50,798	45,873		96,671
		2,989	2,989
50,797	45,873	2,989	99,660
△ 1,206	1,725	△ 658	△ 139

千円未満切捨



2021 みやぎ 計量のひろば

10月30日 土
仙台市八木山動物公園
フジサキの杜



10月30日、秋晴れの土曜日、仙台市八木山動物公園フジサキの杜にて「2021みやぎ計量のひろば」を開催しました。(宮城県、仙台市、計量協会共催)

昨年同様に新型コロナウイルス感染予防のため、展示パネルはソーシャルディスタンスを保ち、計量クイズは密にならないようQRコードで解答してもらう方法をとって約504名がクイズに参加しました。

展示パネルは、「計量記念日の由来」、「7つの計量単位」、「計量法のマーク一覧」、「はかりの定期検査」、「タクシーメーター装置検査」、「計量販売の商品は正しく計量を」、「計量器の有効期間」のパネルを展示しました。

動物公園内の西門と東門において、計量記念日特製ティッシュ、特製ボールペン、ミニらくがきちょうを小袋に入れて配布しました。



計量クイズの問題と解答は次のとおりです。正解者には抽選の上、後日景品を発送しました。



動物・計量クイズ 問題と解答

- Q1** SI基本単位はいくつの種類があるでしょうか？ **A** 7
- Q2** アフリカゾウ(メアリー)が1度に吸い込む水の量は？ **A** 8L
- Q3** カバ(ベロ)の口はどのくらいの角度まで開くでしょうか？ **A** 100度
- Q4** ビルマニシキヘビの体長は何mでしょうか？ **A** 3.0m
- Q5** ロバの走る速さは？(km/h) **A** 54km/h
- Q6** この中で一番体重が重いのは？(インコ、フクロウ、ペンギン) **A** ペンギン6kg
- Q7** フクロテナガザルの声(鳴き声)の大きさは(dB)？ **A** 121.7dB

解説

今年の問題は八木山動物園にいる動物の実測だったので、ネット検索で答えを探した人は不正解になってしまいました。カバの口の開く角度はネットでは最大150度と出てきますが、八木山動物園のカバ(ベロ)は何度チャレンジしても100度までしか開かなかったそうです。フクロテナガザルの鳴き声の大きさは飛行機のエンジン近くでの騒音レベルです。(騒音計は北日本環境(株)様よりお借りいたしました)

八木山動物公園の飼育員の皆様、ご協力ありがとうございました。



ポスター・標語入賞者

11月計量管理強調月間に向けて、ポスター・標語を募集しました。入選作品はポスターを作成し、県内の小学校や事業所に送付しました。



☆標語の部
最優秀賞 1グラム 正しくはかり 店の信頼 渡辺 俊子

優秀賞(日本計量振興協会会長賞) 守るつね 正しく計って 高まる信頼 齋藤 風佳

佳作 重くも軽くも 見た目だけでは わからない 松倉 明日香

継続することの 素晴らしさ 村山 景子

☆ポスターの部
最優秀賞 仙台市立南小泉小学校 菊地 優月

優秀賞 仙台市立荒巻小学校 濱 陽乃

佳作 仙台市立長町南小学校 高橋 陸斗

名取市立那智が丘小学校 村山 そよ

★ポスター・標語は令和4年度も募集の予定です。奮ってご応募お待ちしております。(9月頃締切予定) また、今年度は中止となりましたが、例年「なんでもはかってみようコンテスト」(日本計量振興協会)の応募もありますので、宮城県から入賞目指して是非ご応募ください。(詳細は協会HPにて)

夏休み親子講座

棒はかりを作ってみよう!



令和3年7月21日エル・パーク仙台にて、夏休み消費生活親子講座「親子で作る棒はかり〜計量にチャレンジ〜」が開催されました。(仙台市消費生活センター主催、当会共催)

計量思想普及啓発の一環として、当会から講師派遣を行い、小学生及びその保護者の方と一緒に棒はかりを工作しました。作成した棒はかりでいろいろな物を計り、デジタル計量器で答え合わせをしました。今回の講座で「身近なはかりを作る」楽しさと「ものをはかる」ことの大切さを実感していただきました。

このような講座への参加を通して、今後も計量の社会基盤としての普及啓発に努めていきたいと思っております。

講師派遣のご依頼がございましたら、ご連絡ください。



計量思想普及啓発の一環として、仙台市内（今年度検査対象地域）の小学三年生にクリアファイルを配布しました。算数の授業に「はかり」が登場し、子供たちが「はかり（計量）」を知る機会に合わせて、身近なところに計量器があることに気付いてもらえるような図案にしました。

クリアファイルを
作製しました

協会と流通事業者との契約で、十一月の計量強調月間にスーパー等で販売されている食品の量目と使用している特定計量器について検査を行い、適正な計量の実施が確保されるよう計量管理を行った。結果は次のとおりであった。

流通事業所の計量管理

計量器検査

店舗数十九店舗

台数	238
適合	235
不適合	3
不適合率	1.3%

計量器使用状態不適合件数

付	据	水平	水
3 (1.3%)	46 (24%)	0	1 (0.4%)
ゼロ点	風袋引	面前計量	手入れ
0	0	0	0

()内は、不適正率

不適合計量器について、修理等の措置と使用状態不適計量器については正常な状態で使用するよう指導を行った。

量目検査

店舗数十九店舗

数	個
1,454	1,443
11	不適正率
0.8%	

なお、不適正事業所は一店舗（不適正率五・三％）であった。

不適正商品の部門別

精肉類、鮮魚類、青果類は不適正商品無し、惣菜類で十一個（不適正率二・五％）あった。不適正の原因は、風袋量の設定ミスであった。

量目不足の不適正商品は再計量していただき、また風袋量を確認するよう指導した。



測定の基礎研修会

測定の役割や測定機器の基礎知識を学び、正しい計測の知識を身につけ、良いものづくりを目指すことを目的として、中小企業を対象に開催した。

令和二年度測定の基礎研修会

- 日時 令和三年一月二十九日
午後一時三十分～五時
- 場所 アエル「エル・ソーラ仙台」
- 協力 (一社)日本計量振興協会
- 共催 (一社)みやぎ工業会
- 参加人数 九名

【主な研修内容】

- 一・測定の基礎
 - ・測定の重要性
 - ・測定とは
 - ・測定の信頼性とトレーサビリティ
- 二・測定器の管理
 - ・測定器の選択
 - ・測定器の整理整頓
- 三・測定器の基礎知識
 - ・質量と質量計
 - ・温度
- 四・長さ測定器の基礎知識と使い方
 - ・ノギス
 - ・マイクロメータ
 - ・その他(ゲージ類)
- 五・測定の実習
 - (測定の前から集、失敗例含む)
 - ・ノギスの測定実習
 - ・外側マイクロメータの測定実習

令和三年度測定の基礎研修会

- 日時 令和三年十二月九日(金)
午後一時三十分～五時
- 場所 アエル「エル・ソーラ仙台」
- 参加人数 十九名

【主な研修内容】

令和二年度同様



研修風景



講師 栗原 良一 氏

令和三年度 一般計量証明事業所 主任計量者試験講習会

主任計量者試験講習会

計量証明の事業を行う者は、所在地を管轄する都道府県知事の登録が必要です。(ただし、国又は地方公共団体等は、除きます。)

登録の要件の一つとして、一般計量士又は主任計量者の資格が必要になります。主任計量者とは、「特定計量器の性能及び使用方法その他当該計量証明に使用する設備についての使用上の知識経験を有する者」として経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者(都道府県知事が実施する計量管理に関する試験に合格していること)とされています。

当協会で実施している講習の内容は、①計量法概論 ②質量計の知識 ③計量に関する基礎知識(演習を含む。)です。



今年度は次のとおり開催されました。講習会を修了した受講者には修了証が交付され、講習会終了後、宮城県による主任計量者の試験が行われました。

■第一回【日時】令和三年六月二十一日(月)
十時から十四時三十分

【場所】宮城県計量検定所

二階会議室

■第二回【日時】令和三年十一月二十九日(月)
十時から十四時三十分

【場所】宮城県計量検定所

二階会議室

計量法施行令の 一部改正の内容

(二〇二二年七月二十七日公布、同年八月一日施行)

自動はかり

自動はかりにおける特定計量器の範囲を改正

- ・自動はかりのうち、「目量が一〇mg以上であつて、目盛標識の数が一〇〇以上のもの」を特定計量器の範囲とする。

自動捕捉式はかりのうち、ひょう量が五kgを超えるものは、使用の制限の特例に係る特定計量器となる。

- ・自動捕捉式はかりのひょう量が五kg以下のもの：取引又は証明に使用するものは検定を受け合格したものであること。
- ・自動捕捉式はかりのひょう量が五kgを超えるもの：検定を行わない。

自動捕捉式はかりについての使用の制限

(*)の開始日の延期

- ①新たに使用するもの
・令和四年(二〇二二年) 四月一日を
↓令和六年(二〇二四年) 四月一日に
- ②既に使用しているもの
・令和七年(二〇二五年) 四月一日を
↓令和九年(二〇二七年) 四月一日に

(*)使用の制限(計量法第十六条第一項)とは、①計量器でないもの②検定証印等が付されていない特定計量器③検定証印等の有効期間が経過したものを取引又は証明に使用し、又は使用に供するため所持してはならない。

参考

ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベアスケールについては、今後一年程度でより詳細な実態把握を行い、検定対象範囲や実施スケジュールについての十分な検討がされます。

宮城県計量検定所からのお知らせ

計量関係者の皆様には、本県の計量行政について、日頃よりご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

宮城県計量検定所では、計量法に基づき、適正な計量の実施の確保と消費者保護などの観点から、計量関係事業者の登録・届出・指定に関するもののほか、特定計量器などの検査・検定を実施していますが、その中でも事業者の皆様に関係する主な業務について、お知らせいたします。

【押印等の廃止】

国による押印及び廃止の動きに伴い、令和二年十二月二十八日に「押印を求めめる手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」等が公布、施行されました。これを受け、本県でも計量関係の各様式については、証明に関する様式を除き、押印及び署名を求めめることを廃止し、昨年六月に当事務所のホームページに掲載しました。申請及び届出等を行う際には、新様式（押印及び署名不要）の利用をお願いいたします。



【立入検査】

例年、一月から三月にかけては、計量証明事業者、届出修理事業者等への立入検査を実施しています。これまでの検査での指摘事項として多いのが、①「代表者等の変更に伴う登録申請書記載事項変更届及び事業規程変更届」の未提出、②「事業規程の内容、計量管理者（主任計量者）の変更に伴う事業規程変更届」の未提出、③計量証明の基準となる計量の方法を定めた文書等の未整備などとなっております。このようなことが無いよう、再確認をお願いいたします。

【主任計量者試験等】

計量証明事業を行う場合は、県への登録が必要であり、その条件の一つとして、計量証明事業者は、計量士又は主任計量者を配置することが義務付けられています。このため県では、例年六月と十一月の年二回、主任計量者試験（質量）を実施しています。この受験には、県計量協会が実施する講習会の受講が必要となりますので、ご留意願います。さらに、同試験合格後五年ごとに主任計量者の方々を対象として、計量に関する知識の再確認等を目的に、一般計量証明事業主任計量者レベルアップ講習会を、例年三月頃に県計量協会と共催で開催しています。試験日及び講習会の各日程については、県と県

計量協会のホームページ等でお知らせしていますので、関係事業者の皆様にはこれらに該当する社員等の方々の受験、受講への配慮をよろしくお願いいたします。

【商品量目立入検査】

商品の流通が活発になる中元期及び年末年始の時期に、計量法で定める特定商品（食料品等）について、仙台市を除く県内三十四市町村のスーパーや小売店を対象に、商品量目立入検査を実施しています。この検査では、商品の乾燥等による量目不足等のケースが見受けられます。また、使用しているばかりについても検査しており、その結果、定期検査の未受検や水平に設置されていないなどの不備が確認されています。関係事業者の皆様には、このようなことがないよう、日頃より管理の徹底をお願いいたします。

【定期検査】

取引又は証明に使用される非自動はかり、分銅、おもりについては、定期検査を受けることが義務付けられています。この検査については、二年に一回の周期で、市町村単位で実施しています。実施市町村については、県内市町村（仙台市を除く）を、西暦で偶数年と奇数年で分けています。二〇二二年の今年は偶数年に当たりますので、七市九町（※）を対象に実施する予定です。検査の日時、場所は県の公報によりお知らせすることになっていますが、当事務所のホームページでも確認できま

すので、該当市町の事業者の方々につきましては、忘れずに受検してください。例年、検査の結果、不合格となったばかりも見受けられます。その時は、受検者に対し修理かあるいは新規購入のいずれかの対応を指導しています。修理事業者の皆様には、修理の相談があった際には、対応よろしくお願いいたします。

※七市九町

- 白石市、角田市、名取市、岩沼市、大崎市、東松島市、気仙沼市、丸森町、亘理町、山元町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町

【まとめ】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が引き続き懸念されるところでありますが、当事務所では、これまでと同様に職員の感染防止対策の徹底を図りながら、燃料油メーター検定やタクシメーター装置検査などにも着実に取り組み、正確な計量の実施の確保等に努めてまいります。

問合せ先 宮城県計量検定所 検定班
電話 〇二二―二四七―一六四一
FAX 〇二二―二四九―四三七二
E-MAIL
keiryoo@pref.miyagi.lg.jp



仙台市消費生活センターからのお知らせ

～仙台市の計量行政について～

仙台市消費生活センター概要

仙台市消費生活センターは、昭和六十二年に市民局市民生活課の一係として、現在の一四一ビル五階に開設されました。当時、靈感商法などの悪質商法が横行し、増加する相談業務とあわせて消費者啓発等を実施してきました。平成元年に、仙台市は政令指定都市に移行。当時の人口は九〇万人を超えましたが、平成十一年に一〇〇万人を超えました。この間、消費者をめぐるのは、消費税の導入、バブル経済の崩壊、コメ不足等様々な問題が起こり、消費者支援のあり方について議論されました。市では消費生活行政に係る事業を一元化するため、平成十四年に組織変更を行い、市民局消費生活センターとして通年開館で相談を受け付ける体制を整えました。

平成十六年には「仙台市消費生活条例」を公布。これに基づき平成十八年には「仙台市消費生活基本計画」を策定し、「消費者が安全に安心して暮らせる社会」及び「消費者市民社会」の実現を目指し、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

仙台市の計量行政

仙台市の計量行政は、長年経済担当部局がその任を担ってきました。昭和二十五年に仙台市度量衡検査所の建物を北一番丁角に落成。昭和二十七年の計量

法施行令に基づき特定市の指定を受け、仙台市計量検査所と改名しました。昭和五十七年には現在の日の出町に新築移転し、平成五年の新計量法施行により、自治事務として適正な計量の実施を推進。計量器の定期検査、計量の取締をはじめ、計量技術の普及指導など計量行政の充実強化に努めてきました。

平成十四年に仙台市計量検査所条例を廃止し、計量検査所を計量器材保管室に名称変更。同時に一般社団法人宮城県計量協会を指定定期検査機関に指定しました。計量業務は平成二十五年に経済局経済企画課から市民局消費生活センターに移管しましたが、引き続き宮城県計量協会が定期検査業務を実施しています。

計量器定期検査

適正な計量の実施を確保するため、計量法に基づき、取引又は証明に使用する「はかり」の構造、性能等が一定の基準以上に保持されているか、二年に一度定期検査を実施しています。偶数年度は宮城野区・若林区・泉区、奇数年度は青葉区・太白区にある事業所等を対象としています。

(1) 所在場所検査

指定定期検査機関の検査は、全て「はかり」の所在場所（各事業所）で行っています。

(2) 事前調査

検査対象計量器の使用者を把握するために、電話帳や市内巡回による調査を行い、「はかり」の使用実態を確認しています。

立入検査

適正な計量は、商取引の安全性を確保するのみでなく、市民の日常生活にも大きな影響を及ぼします。消費者保護の見地から、より一層適正な計量の実施を確保するため、各事業所に対する立入検査を行っています。

(1) 商品量目立入検査

計量法では、商品を計量する場合、量目公差内で正確に計量するよう規定されています。本市では、中元期・年末期の商品流通の繁忙時期に合わせて全国計量行政会議の依頼に基づき、「全国一斉商品量目立入検査」を、市内のスーパーマーケット等を対象に実施しています。

(2) 特定計量器の立入検査

「はかり」を取引・証明に使用している事業所へ立ち入り、使用状態の適否を検査し、不適正使用者には不正器物の使用禁止、正しい計量方法、設置場所及び風袋表示等について指導を行っています。

また、定期検査対象外計量器で、検定有効期間の定めのある特定計量器（燃料油メーター、タクシメーター、ガスメーター、水道メーター、電気子メーター等）についても立入検査を実施し、検定有効期限切れ、検定証印の脱落、器差不良等を確認し、それらの計量器を使用している事業所に対し、当該器物の使用禁止並びに早急な改善を指導するとともに、各関係業界を通じて

自主管理についての指導も併せて行っています。

(3) 立入検査日数

令和三年度は、年間九〇日間の立入検査を予定しています。

普及・啓発事業

平成六年から「十一月一日」が「計量記念日」と定められ、市民に対して計量思想の普及と向上等を図るため、関係機関とともにPR事業を行っています。

(1) パネル・ポスターの掲示

五月の消費者月間や計量記念日にあわせて、計量に関するパネルやポスターの掲示を行っています。

(2) 計量記念日事業

宮城県計量検定所、一般社団法人宮城県計量協会と共催でイベント「みやぎ計量のひろば」を開催し、パネルや計量器等の展示、計量クイズ等を行っています。

計量関係会議

- (1) 宮城県・仙台市・計量協会合同会議
- (2) 指定都市計量行政協議会
- (3) 全国特定市計量行政協議会全国会議
- (4) 全国特定市計量行政協議会東北ブロック会議
- (5) 全国計量行政会議

宮城県計量協会の皆様をはじめ、関係機関の方々にはいつもお世話になっております。今後も皆様と連携を深めながら業務を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

令和四年度 定期検査代検査実施区域

・定期検査

計量法第二十条（指定定期検査機関）に基づき、仙台市の定期検査は、次のとおりです。

対象区

仙台市泉区、宮城野区、若林区

・特定計量器の代検査

計量法第一二〇条（計量証明検査に代わる計量士による検査）の実施区域は次のとおりです。

対象市町村

岩沼市、大崎市、気仙沼市、白石市、
名取市、東松島市、加美町、美里町、
亘理町、仙台市泉区、仙台市宮城野区、
仙台市若林区

計量法第二十五条（定期検査に代わる計量士による検査）による検査区域は次のとおりです。（下表）

※検査対象の事業所に対しては、当協会より事前に検査日程をご通知いたします。

また、検査を受けていない事業所店舗等で、取引・証明に使用されている計量器をお持ちの方は、定期検査を受検されますようよろしくお願いいたします。（受検希望や問い合わせについては、当協会へご連絡ください。）

対象市町村	実施時期(予定)
石巻市(旧桃生郡) ※大型はかりのみ	4月、6月
大崎市 涌谷町	4月
美里町 加美町 色麻町	5月
角田市 女川町 丸森町	6月
山元町 東松島市 気仙沼市	7月
南三陸町 白石市 名取市	8月
亘理町 岩沼市	9月

令和三年度 第一回 計量技術研修会

計量改善指導事業の一環として計量器の知識を深めていただくため、計量技術研修会を次のとおり開催します。

日時：令和四年二月四日(金)

時間：十三時二十分から十六時まで

場所：ホテル白萩

定員：三十名

【主な研修内容】

- 一 計量立入検査状況について
- 二 自動はかりについて
- 三 放射温度計について

事務局通信

今年度から職員二名を採用いたしました。当協会にとっても十数年振りの新人採用となり、事務局全体の平均年齢がグッと若返りました。

現在は先輩と同行して定期検査、代検査の補助や、泉分室にて材料試験検査の補助業務を行っております。お見かけすることがございましたら、暖かい目でご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願いいたします。



ほぼ毎週末、海で釣りをしています。(渡辺)

趣味はプロレス観戦です(伊藤)



お知らせ

当協会では、計量器について左記の依頼やご相談も承っております。

ご希望のお客様は、当協会のホームページより申込書等をダウンロードし、必要事項をご記入の上、メールまたはFAXにてお申し込み下さい。後日担当より詳細をお知らせ致します。

(<http://www.keiyo.net/>)

- 計量器の校正
- 分銅校正
- 計量管理(量目検査や精度検査等)
- 一軸試験機の校正

そのほか、計量器に関するお困りごとがございましたらお気軽にご相談ください。

編集後記

ここ数年、コロナに始まりコロナで終わるように年を重ねております。日本はだいぶ感染者数も減り、生活に落ち着きを取り戻し始めていますが、国外情勢を鑑みると、新型コロナウイルス(オミクロン株)の登場に、まだまだ予断を許さない状況が続いています。

コロナに振り回されるのにすっかり慣れてしまいました。マイナすばかりだったわけでもなく、働き方が多様になったり、オンライン化が進んだり、情性で続いていた業務を見直す機会になったりと、コロナをきっかけとして身近な改革が進んだようにも思えます。

この先もウィズコロナは続くでしょうが、皆様にとって災い転じて福となすような明るい一年になるように、祈念いたします。